

特 記 仕 様 書

(中崎公会堂屋根雨樋等修繕業務)

1 修繕概要

修繕名称 中崎公会堂屋根雨樋等修繕業務
場 所 明石市相生町1丁目9番16号
期 間 契約の翌日から、令和9年3月19日まで
概 要 中崎公会堂の屋根、雨樋等の修繕を行うもの。

2 支払条件

完成後、一括支払い

3 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたり、既存設備の仕様を事前調査し、要求性能を確保できるように施工方法や内容を十分に確認すること。また、施設の行事や安全対策等に十分配慮し、施工を行うこと。
- (2) 当該施設は兵庫県指定文化財であることから、発注図面と異なる仕様変更は原則認められない。
また、瓦は淡路産瓦を、銅製角アンコーは銅製の代替部材を使用し、既存の素材と調和するよう修繕すること。上記事項以外にも、当該施設の伝統的な景観を保持するよう努めること。
- (3) 施工に使用する材料について、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- (4) 修繕期間中、業務責任者はできる限り変更しないこと。やむを得ず、業務責任者を変更する場合は、速やかに発注者に報告し、十分な引継ぎを行い、業務に支障がないようにすること。
- (5) 修繕着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (6) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。
- (7) 施工にあたり、市民会館指定管理者から館内設備や開催行事などのヒアリングを十分に行い、必要な調整を行うこと。また、施設や利用者に支障、迷惑をかけないように注意すること。
- (8) 万一、施工中に、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、発注者に報告すること。また、施工中に、施設利用者等及び施設・設備等に負傷・損傷等の損害を与えた場合、受注者の責任と負担において対応すること。
- (9) 修繕期間中は、足場材の搬入・組立及び解体・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、市関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (10) 原則、土曜日・日曜日、祝日及び夜間は作業を行わないこと。また、ホール利用時間は、大きな音や振動が伴う作業を行わないこと。施工日時についても、事前に発注者及び市民会館指定管理者と必要な調整を十分に行うこと。
- (11) 敷地内および敷地周辺の道路上は禁煙とする。
- (12) 業務に使用する車両は道路交通法を遵守すること。
- (13) 受注者は、工事車両の通行に関し、敷地周辺の通行ルートや駐車場所などについて、事前に発注者と協議のうえ、定められた内容を厳守し、近隣住民及び施設利用者の安全確保を図ること。

- (14) 受注者は、本修繕の実施に先立ち、近隣住民等への周知のため、住民説明会の開催が必要となった場合は、業務責任者が同席し、作業の予定工程等について説明を行うこと。（夜間及び休日に開催する場合あり）
- (15) 発注者の指示する期限内に、修繕区間周辺に「工事のお知らせ」等の配布物を関係機関及び近隣住民等に配布し、工期、並びに業務責任者の氏名及び連絡先等について、周知を図らなければならない。なお、配布対象等については、発注者と協議すること。
- (16) 近隣住民を含む工事関係者に対し、毎週金曜日に来週の工程表を提出すること。
- (17) その他、本業務に関して予め定められていない事項について疑義等が生じたときは、発注者及び市民会館指定管理者と協議を行うこととする。また、施工にあたっては三者間で情報を共有し、業務の円滑な遂行に努めること。

4 修繕内容

- (1) 修繕範囲
別添図面及び業務費内訳書による。
- (2) 工法・施工
別添図面及び業務費内訳書による。